省　令

○カジノ管理委員会規則国土交通省令第一号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二十八条第一項の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

カジノ管理委員会委員長　佐藤　隆文
国土交通大臣　中野　洋昌

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（令和四年カジノ管理委員会規則国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

「

繰延税金資産
使用権資産

」を

繰延税金資産

」に改める。

別表第一資産の部中「リース資産」を「使用権資産」に、「

繰延税金資産

」を

繰延税金資産

」に改める。

別表第一負債の部中「リース債務」を「リース負債」に改める。

別表第一収益及び費用の部中「

営業外費用
支払利息

」を

営業外費用
支払利息
リース負債に係る利息費用

」に改める。

別記第一号様式中「リース資産」を「使用権資産」に、「繰延税金資産」を「繰延税金資産　×××　×××」に、「リース債務」を「リース負債」に改める。

別記第二号様式中

営業費用	×××
営業利益（又は営業損失）	×××
	×××

」を

営業費用	×××
営業利益（又は営業損失）	×××
	×××
「支払利息	×××
リース負債に係る利息費用	×××

」に、「支払利息　×××」を「支払利息　×××　リース負債に係る利息費用　×××」に改める。

別記第七号様式中「リース資産」を「使用権資産」に、「

長期前払費用						

」を

長期前払費用		
使用権資産（投資その他の資産）		

」に改める。

別記第九号様式中「リース債務」を「リース負債」に改める。

別記第十二号様式及び別記第十三号様式中「リース資産」を「使用権資産」に改める。